

(1) 平成30年度障害者差別解消法に係る対応事案の報告について(追加資料)

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障害者差別解消法は、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共有する社会の実現につながることを目的に平成28年4月1日に施行された。

同法では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めている。

本市では、本法の制定を受け、本市職員対応要領を策定しており、対応要領において、本法に係る本市庁内の対応事案について集約し、市地域自立支援協議会へ報告していることから、今般、平成30年度の対応事案について報告するものである。

2 障がいを理由とする差別を解消するための措置

(1) 不当な差別的取扱いの禁止

障がい者に対しては、正当な理由なく、障がいを理由として、財やサービスの各種機会の提供を拒否する又は提供にあたって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利利益の侵害を禁止すること。

【具体例】

- 障がいを理由に窓口対応を拒否する。
- 障がいを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供を拒む。
- 障がいを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。 など

(2) 合理的配慮の提供

障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

【具体例】

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助、携帯スロープを渡すなどする。
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後、左右、距離の位置取りについて障がい者の希望を聞いたりする。
- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。 など

3 平成30年度の本市庁内における障害者差別解消法に係る対応事案の集約結果

(1) 集約方法

平成30年度の本市庁内における不当な差別的取扱い及び合理的配慮に関する相談及び対応事例について、各部等（行政委員会を含む）に対し照会を行った。

(2) 集約結果

回答 差別的取扱い2事例・合理的配慮の提供11事例

詳細は別紙のとおり。

(参考) 平成29年度の対応事案の集約結果

差別的取扱い0事例・合理的配慮の提供23事例

4 本市における障害者差別解消法の周知に係る取り組み

(1) 市広報紙等による周知

広報いわき（平成30年11月号）において、障害者差別解消法について掲載、また同月にFMいわきに職員が出演し、障害者差別解消法について説明した。

(2) 市新規採用職員に対する研修

市職員対応要領を基に研修を行った。

(3) 出前講座での啓発

（一社）福島県指定自動車教習所協会の依頼により、技能検定員向けに、湯本自動車学校にて5回講座を行った。

5 今後の取り組み

引き続き広報紙、市ホームページ及び市民啓発事業等において市民への啓発に努めるとともに、新規採用研修や庁内研修において市職員への周知を行っていく。